

## 育児休業手当金の支給期間の延長（子が1歳6か月から2歳までの再延長）の取扱いについて

平成29年10月1日から、総務省令で定める場合に該当するときは、育児休業手当金の支給期間を育児休業等に係る子が1歳6か月から2歳に達する日までに延長されました。

今般、この取扱いについて、追加の情報がありますので、下記とお知らせします。

### 記

- 1 育児休業の対象となる子の1歳6か月到達が施行日（平成29年10月1日）前にあり、施行日前に育児休業手当金の支給が終了しているが、施行日以後の期間について育児休業手当金の支給ができるケースを整理しました。[別添例1]

育児休業の対象となる子の1歳後の期間において引き続き育児休業している場合で、子が2歳までの育児休業手当金の延長対象となるためには、1歳後から施行日（平成29年10月1日）までの全期間において延長要件を満たしていることが必要です。

よって、例1のうちイからエまでは延長不可となります。

※ 「延長要件を満たす」とは、保育所に入所できない場合であれば、全期間が入所不承諾通知の有効期間であることをいいます。（以下同じ。）

- 2 育児休業の対象となる子の1歳6か月到達が施行日以後にあるが、2歳までの育児休業手当金の支給ができるケースを整理しました。[別添例2]

組合員が、育児休業の対象となる子の1歳後の期間において、引き続き育児休業している場合で、子が2歳までの育児休業手当金の延長対象となるためには、1歳後から1歳6か月までの全期間において、延長要件を満たしていることが必要です。

よって、例2のうちイ及びウは延長不可となります。

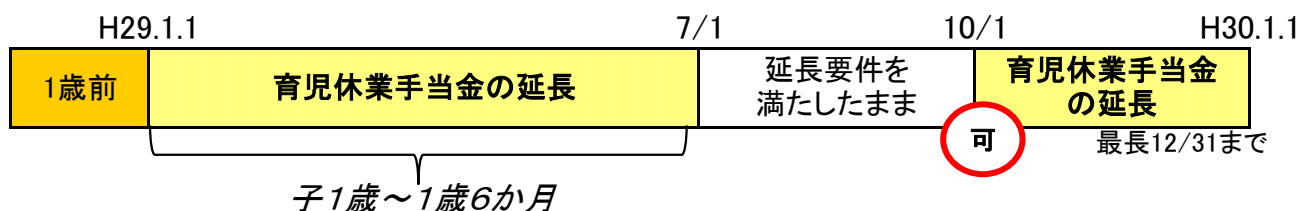
- 3 育児休業の終了後に特別な事情（地方公務員等共済組合法施行規則第2条の5の5第2号）により育児休業を再取得した場合

別添の【まとめ】の※2にあるとおり、育児休業終了から再取得までの期間において、育児休業手当金の延長要件を満たしている必要はなく、育児休業再取得後、子が2歳に達するまでの全期間において延長要件を満たしていれば育児休業手当金が支給されます。

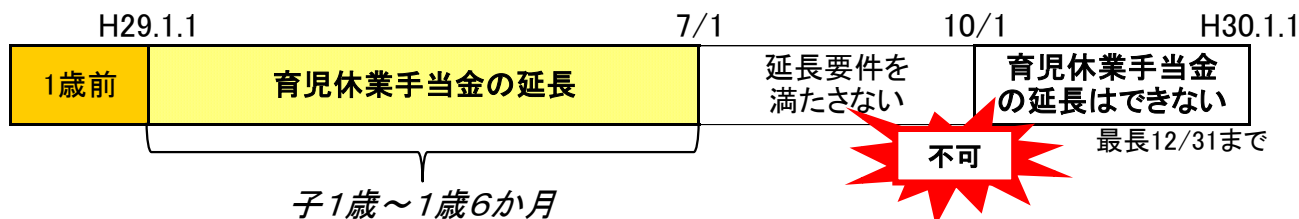
※全てのケースにおいて育児休業は子が2歳に達するまで取得中とします。

例1 平成28年1月1日出生の子について、平成29年10月1日から保育の実施を希望  
(申込日は9月1日)したが、入所できずに保育の実施が受けられない場合

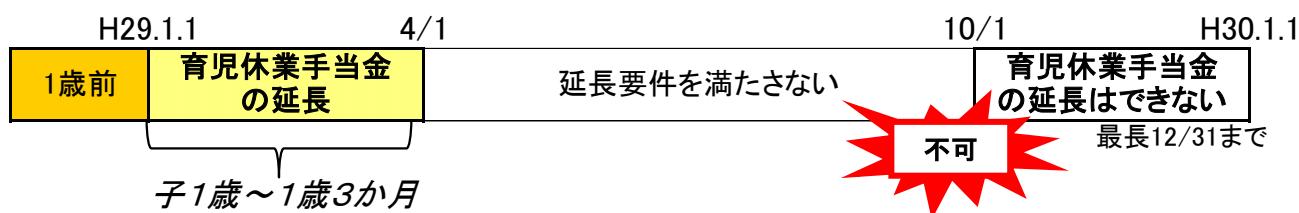
ア 子が1歳6か月に達するまで手当金の延長が認められ、その後も延長の要件を満たしている場合



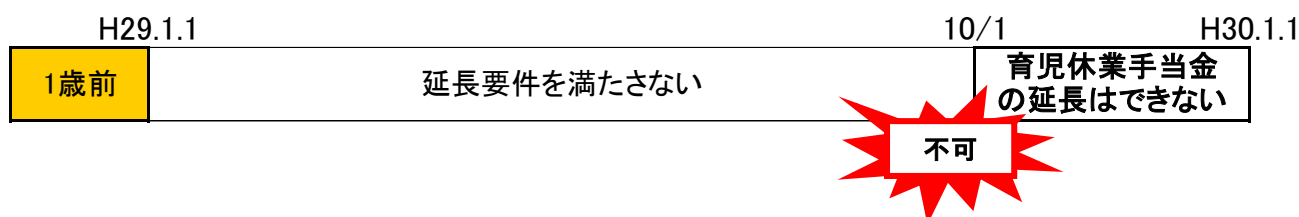
イ 子が1歳6か月に達するまで手当金の延長が認められたのち、延長の要件を満たさなくなったものの、施行日以降に再度延長要件を満たすようになった場合



ウ 子が1歳3か月に達するまで手当金の延長が認められたのち、延長の要件を満たさなくなったものの、施行日以降に再度延長要件を満たすようになった場合



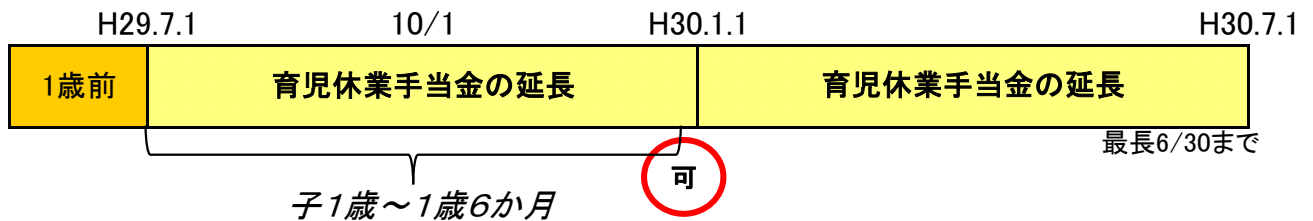
エ 子が1歳の前日まで育児休業手当金を受給したが、その後の保育の実施を希望せず、延長請求を行わなかったものの、施行日以降に延長要件を満たすようになった場合



※施行日前に延長要件を満たしていない期間がある場合は、当該育児休業手当金の支給期間を延長することはできません。

例2 平成28年7月1日出生の子について、平成30年1月1日から保育の実施を希望  
(申込日は12月1日)したが、入所できずに保育の実施が受けられない場合

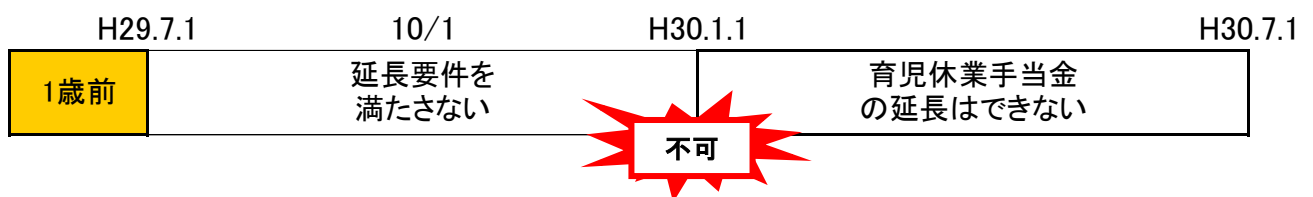
ア 子が1歳6か月に達するまで手当金の延長が認められ、その後も延長の要件を満たしている場合



イ 子が1歳3か月に達するまで手当金の延長が認められたのち、施行日時点では延長の要件を満たさなくなったものの、その後再度延長要件を満たすようになった場合



ウ 子が1歳の前日まで育児休業手当金を受給したが、その後の保育の実施を希望せず、延長請求を行わなかったものの、施行日以降に延長要件を満たすようになった場合



【まとめ】

- ※1 改正後の地共済法第70条の2において、育児休業手当金が支給されるのは原則その子が1歳になるまでの期間であり、①例外的にその子が1歳に達した日後の期間において総務省令で定める要件に該当する場合はその子が1歳6か月に達するまでの間、育児休業手当金の支給期間が延長され、②さらに追加的にその子が1歳6か月に達した日後の期間において総務省令で定める要件に該当する場合はその子が2歳に達するまでの間、育児休業手当金の支給期間が延長されることになっています。  
つまり、②の期間まで当該育児休業手当金の支給期間を延長するためには、①の全期間において育児休業手当金の支給要件を満たしていることが必要です。
- ※2 一方、育児休業を一度終了した後、条例で定める特別の事情により育児休業を再取得した場合は、再取得からその子が2歳に達するまでの期間において、育児休業手当金が支給されることとなります。